No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
1-1	全体		「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが 健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」は素晴らしい理念と思います。市民として計画推進と実現に是非協力したいと思いました。計画案の策定は大変な作業と存じます。市長や市職員の皆様に感謝しております。下記に意見を記します。		無	
1-2	P12		「合計特殊出生率」は、「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、「一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する」ものです(厚生労働省HP)。本文中の「女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数」ではありませんので、正しく修正してください。また、当該部分を含めて、もし可能であれば、関係審議会の先生方など、専門の方に事前にご確認いただいてから公開されるような進め方を検討すべきではないかと思いました。		有	P12 下記を追加します。 ※合計特殊出生率:15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
1-3	P12-18	向	出生率、未婚率、労働力率、婚姻率、離婚率の定義が良く分かりませんでした。脚注でもかまいませんので書くべきではないでしょうか。書かないのであれば、国税調査など、これらの定義の参照先を本文中に記載すべきです。	出生率、未婚率、労働力率、婚姻率、離婚率の説明を追加します。	有	下記を追加します。 P13 ※出生率:人口千人あたりに対するその年の出生数の割合 P14・P15 ※未婚率:年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合 P16・P17 ※労働力率:年齢区分ごとの人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合 P18 ※婚姻率:人口千人あたりに対する婚姻件数の割合 P18 ※離婚率:人口千人あたりに対する離婚件数の割合
1-4			「年齢別労働力率」とするならば、他の割合も「年齢別」と書くべきではないでしょうか。そもそも、年齢別は間違いで年齢5歳階級別とも思います。適宜修正してください。		有	下記のとおり修正します。 P13 「年齢別出生数」→「年齢階級別出生数」 P14·P15 「未婚率」→「年齢階級別未婚率」 P16·P17 「労働力」→「年齢階級別労働力率」
1-5	P12-18	向	婚姻率、離婚率、労働力率については、母集団の人数が記載されておらず統計の表記として不適切と思います。流山市の年齢(5歳階級)別・男女別人口数も掲載すべきではないでしょうか。	労働力率は国勢調査、婚姻率及び離婚率は千葉県人口動態統計の数値を引用しています。	無	
1-6	P19	育所等入所児童数、 (2)認可保育所等待	「認可保育園等」が何を指すのか分かりません。例えば、「小規模保育事業」は含まれますか。具体的にどういったものを指すのか、脚注でもかまいませんので説明を補記すべきです。	認可保育所等の説明を追加します。	有	P19に下記を追加します。 ※認可保育所等とは、認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園を指します。
1-7		育所等入所児童数、 (2)認可保育所等待 機児童数	流山市に「認可保育園等」に含まれない保育施設を利用されている児童はいるのですか。もしいるのであれば、その人数を「認可保育園等入所児童数」と同様に明記すべきと思いますし、「認可保育園等待機児童数」に含まれるのであればその旨を明記すべきです。	になります。認可外保育施設の入所数等は把握していませ	無	

	No. 認	亥当	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画 修正案
1-8	P19	9		「認可保育所等待機児童数(国基準)」→どんな基準であるのか、説明を補記すべきです。	認可保育所等待機児童数(国基準)の説明を追加します。	有	P19に下記を追加します。 ※認可保育所等待機児童数(国基準)とは、「保育所等利用待機児童数調査要領」で、待機児童の計算の基準を厚生労働省が定めたものです。保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申し込みをしながら、利用していない児童を待機児童として把握します。ただし、1. 既に保育所に入所しているが転園を希望している児童、2. 育児休業中の保護者が復職の意思のない場合、3. 他に利用可能な保育所があるにも関わらず、特定の園を希望している場合等は待機児童に含まれません。
1-9	P20			か分かりませんでした。脚注でもかまいませんので説明を補		有	P20に下記を追加します。 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、保護者が労働等により昼間家庭 にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を 与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。
1-10	P98		サービスの充実と多 様化 113 学童クラブの 活用	学童クラブについて、流山市には市が運営するもの以外にも、民間が運営する同様のサービスが多々あります。これらも市が運営する学童クラブと同様に放課後子ども環境の整備に貢献しており、多様な市民ニーズに応えており、まさに「保育サービスの充実と多様化」に直接貢献しています。具体的事業にこれらの民間の学童サービスの支援を盛り込むことを提案します。具体的には、「113学童クラブの活用と民間事業の支援」として文末に「また、放課後子ども環境への多様な市民ニーズに応えるため、民間が運営する学童クラブの事業者と意見交換を行い、これらの支援の在り方を検討します」を追加するのはいかがでしょうか。ご検討ください。		無	
1-11	全位	体 :		流山市には、「子ども・子育て会議」があり市のホームページでは審議会に分類されています。重要な会議と存じますが、この「子ども・子育て支援総合計画」には、一文字たりとも、この会議が出てきません。私は、行政だけでなく第三者の専門家や市民によるチェックや意見の反映を伴いながら、本計画は進められるべきと考えますので、この計画の中に当該会議(審議会)が果たす役割を明記することを市民として提案したいと思います。また、市民からの当該意見があった旨を、どうか「子ども・子育て会議」の委員の先生方とも共有ください。この意見に対応無の場合は、当該会議も了承の上、対応無となったと理解します。いじめについて教育委員会の対応が問題になったのに、子どもに関する本計画で審議会等の外部委員会に一言も触れないのは、あり得ないと思いました。	本計画の策定では、P108、P109に掲載のとおり、計10回の子ども・子育て会議、計2回の子ども・子育て会議部会により	有	P109に下記を追加します。 子ども・子育て会議の役割: 子ども・子育てに関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。
1-12	P22		をみんなで育む計画 の評価	計画の評価について疑念があります。22ページに記載された評価の方法は、単なる自己評価です。第三者の評価がないだけでなく、自己評価の妥当性ですら一切検討されていません。このような100%主観の評価結果を市民として絶対に受け入れられません。最低限、自己評価(22~30ページ)の妥当性を「子ども・子育て会議」に諮って、その審議結果も反映すべきです。既に意見を聞いているならば、22ページに明記してください。	て会議において、審議、意見をいただいたところです。 また、その中では、自己評価の妥当性を含めたより良い評価の仕方について、引き続き子ども・子育て会議の中でも検討を続けていくとの方向性が示されました。今回いただいた	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
1-13	全体		理由を教えてください。特に審議会と会議の違いについて知りたいです。また、委員構成について市民として疑問があります。いじめの対応に関する問題から、流山市における健全な子どもや子育ての推進には、第三者の学識経験者の視点が極めて重要なことよくわかりました。しかし、ホームページの委員構成を拝見すると、子ども子育て事業の運営に関する委員が多いように見受けられ、本市の子ども・子育てに関する主要な施策に関し必要な調査及び審議の客観性を担保できているとは言えないように思いました。近隣の大学にご協力頂き、第三者の学識経験者の先生方の比率をもっと増やすべきではないでしょうか。また、教育委員会の職員が会議の委員になっていることにも違和感がありました。一般	附属機関に関する条例における、地方自治法第138条の4第3項の附属機関となります。 ただし、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条において、審議会その他の合議制の機関の設置が位置付けされており、そこでの合議制の機関として「子ども・子育て会議」という名称が使用されています。このことから、本市においても、子ども・子育て会議として同様の名称としています。 また、委員構成では、普段より子ども・子育てに携わる当事者の声を直接本計画や施策に反映させていけるような構成としており、教育委員会の職員も入れています。	無	
1-14	P39•73	子育て支援給付に 係る教育・保育の一 体的提供及び推進 に関する体制の確 保の内容に関する 事項	するには、「保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要だけでなく」、幼稚園教諭や保育士等の労働環境の改善が欠かせません。この取り組みを是非推進して頂きたいと考えます。(2)の文末に、「また、流山市が、専門性や経験をより活かしやすい職場となるべく、幼稚園教諭と保育士等の労働環境改善に関する取り組みを推進します」を追記することを提案します。また、73ページ「8 保育	計画の具体な事業としての位置付けはしませんが、市としましても千葉県と連携し、引き続きより良い運営の推進に取り組んでまいります。 お、市幼児教育支援センターでは、市内全ての幼稚園・保育園(所)・認定こども園・小学校を対象に幼児教育から学校	無	
1-15	P39·73	て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項	「(1)認定こども園の普及に係る基本的な考え方」について、認定こども園への移行など、ここに挙げられたことを進めるためには、既存幼稚園、保育園の健全な運営が欠かせません。民間とはいえ、公的支援を受けているものですから、市には、既存幼稚園・保育園が健全に運営されているか管理監督して不適切な内容があれば積極的に是正させてほしいと強く願います。このことを計画に盛り込んでください。具体的には、(1)の文末に、「また、利用者や児童が施設の運営状況の変化による不利益を被らないように、未然防止の観点から、既存幼稚園・保育園等において健全な運営がなされているか確認し、適宜監督、指導できる取り組みを推進する。」を追記することを提案します。また、73ページ「8 保育所」に関係事業を盛り込むことを提案します。	会を行っています。	無	
1-16	P97	進	して頂きたいですが、前の計画と概ね同じ内容で発展が無いと思いました。本計画では、より一層の父親の育児参加を進める取り組みが必要と考えます。 私は市民として、106「流山市男性職員の育児休業取得の義務化」を事業に追加することを提案します。 理想では、本庁舎に勤務する職員だけでなく、市長、議員、	得の推進をしています。 しかしながら、制度としてほとんどの職員に周知されているものの、取得率が低い現状があります。 その背景として、育児休業では、各家庭の環境や方針など 各々の事情が挙げられることから、今後、取得を義務化していくことは難しいと考えます。		

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
1-17	全体	全体	基本目標「子どもと母親(保護者)の健康づくり」について、「子どもと保護者の健康づくり」と表現を改めたほうが良いのではないでしょうか。事業を見ると、なにも母親に限定したものではないように思いました。例えば、離乳食を作ったり、食べさせたり、歯磨きしたりするのも、流山市の多くの父親がやっていると思います。母親経由ではなく、父親にもこれらの情報を直接提供して頂きたいです。もしどうしても母親と書きたいのであれば、保護者の方が母親よりも広義ですから、保護者(母親)とすべきです。父親も母親も等しく保護者です。保護者ではない父親がいないように保護者ではない母親もいません。あえて、「母親」に(保護者)と説明を付ける意図が理解できず、不適切な表現であり修正されるべきとも思いました。修正をご検討ください。	ご意見のとおり、基本目標2 子どもと母親(保護者)の健康 づくりの表現を修正します。		P34・P36・P68・P77・P78 「基本目標2 子どもと母親(保護者)の健康づくり」→「基本目標2 子どもと <u>保</u> <u>護者</u> の健康づくり」に修正します。 「(1) 子どもや母親の健康の確保」→「(1) 子どもや <u>保護者</u> の健康の確保」に 修正します。
1-18	P86	第6章3(3)教育環境の充実	かせません。特に57「心の教育」においては、どんなに授業力を向上させても、疲れてしまっていたり、仕事に追われてしまったり、家族や自分の時間が十分に確保する余裕が無い	長に必要となる、効果的な教育活動を持続的に行うことができると考えます。教員の負担軽減については、本計画以外に、次期流山市教育振興基本計画に位置付けし、取り組ん	無	
1-19	P86	第6章3(3)教育環境の充実	意義な時間を過ごしていることが良く分かります。これらビオ	地域や学校の実態に応じた環境教育を進めることは重要と 考えます。社会・理科・総合的な学習の時間を中心に、今後 も推進していきます。 また、図書・博物館では子ども向けの講座等を今後も継続し	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画 修正案
1–20	P92	第6章4(1)安全な まちづくりの推進	へのごみの不法投棄が目に余ります。子どもの安全を守る ためにも、警察など関係機関と連携して、特に通学路におけ	ご意見の違法行為に際しましては、市としても確認し次第、 警察に情報提供していくなど、安心安全なまちづくりの実現	無	
1-21		第6章3(5)地域活動の充実	74 児童館・児童センターについて、市立小学校では子ども同士で校区外に行けません。そのため、校区に児童館・児童センターが無い小学校の生徒は、児童館・児童センターを利用できません。これらの生徒へのケアが必要ではないでしょうか。例えば、小学校体育館の開放(教員の負担とならない方法で)、各地センターの部屋の開放(うるさくしてもおこられない)などがあり得るように思います。ご検討ください。	ん。市としても、利用しようとする方が学校区を意識すること で利用を控えるようなことがないよう、引き続き、利用のしや	無	
2-1			か。	定において記載しているところですが、より分かりやすい表記とするため、P40にも各区分の年齢表記を加えます。なお、北部地域の保育所等整備目標ですが、本計画期間中において、具体的な候補地や運営事業者等の検討を進めてまいります。	有	P40の2号認定の箇所を2号認定(3歳以上)と修正します。

No. 該i	当 -ジ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
3-1 全任	全		作っていくことと、送迎ステーション以外は特に何も子育て支援をしているように感じません。 小さな子ども達の居場所も、小中学生の放課後や長期休暇の居場所も選択肢がない。 特に小学校の学童の質は悪く、自校の学童が合わなかった場合、民間の学童に行くことしか選択肢がない状態で、費用面から就業を諦める方も多いです。 共働き子育て世帯を誘致するなら、学校の学童の数も必要だが質をしっかりとしたレベルまで持っていき、民間の学童の助成や、他の居場所についても他の自治体を研究見学する等して早急に作っていくべきだと思います。 また、ニュースにもなったいじめ隠蔽の問題からも、流山市の教育委員会の体質の悪さは明らかであり、教育長の説明は意味不明で誠意も反省もなく、市長も何も説明も今後の方針も示していない状態。流山の教育は未だ昭和のままの管理教育の状態で極めて古い。街だけ綺麗にして、この実態はとても恥ずかしいです。 千葉県教職員組合も一緒に作られている子どもの権利条約の文書や、都内でも校則や学校改革をしているのを参考にして、	ご意見の子どもの居場所では、既存7館の児童館・児童センターに加え、新たに整備するおおたかの森地区及び南流山地区の児童センターを活用して、遊びによる子どもの高成や子どもの音場所づくりに努めてまいります。また、市としても学童クラブの質がしっかりと確保出来るよう引き続き運営の確認をしていきます。いじめの問題では、今回の報道が流れたことで、市民の皆様には大変ご心配をおかけしております。また、これから上げます。今後、調査会によって最終報告書が作成され、内発的止に向けて真摯に対応してまいります。また、これからも流止に向けては、毎年、全小中学校の担当者が「学校発防止市の教育活動に誠実かつ懸命に取り組み、子ども達の健全なる成長を願い、支えていく所存です。人権教育に関しては、毎年、全小中学校の担当者が「学校内権教育研究協議会・地区別協議会」に参加し、『人権教育研究協議会・地区別協議会」に参加し、『人権教育研究協議会・地区別協議会」に参加し、『人権教育の精神に立つ学校づくり』について研修しております。また、流地市「教師カアップ講座」において表情的を招聘し、人権教育について研修いたしました。今後も引き続き「自分の人権・他者の人権」を大切にする児童・生徒を育てられるよう、推進してまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
4-1	全体	全体	計画のあちこちに子どもの養育は母親がするものという一貫 した思想が感じられ、不快です。ジェンダーに配慮した書き 方にしてほしいと思います。	本計画において、子どもの養育は、母親がするものという考え方をしているものではありません。育児の負担軽減のため、子育てを支援していくという視点で策定しています。また、1-17と同様に表現を修正します。	有	1-17修正案のとおり。
4-2	全体	全体	計画を見ていて、子どもが主体でないと感じました。こういう事業を行うということばかりで、子どもたちをどう育てたいのか、そのために子どもたちにどんな機会を提供するのかということが見えてこないと感じました。例えば、世田谷区の世田谷区子ども計画(第2期)後期計画では「子どもの意見表明機会の充実及び子ども自身の主体的な参加や参画のもと、施策・事業等における子どもの声の尊重・反映」とあり、子どもたちが主体となる計画をしています。そういう視点も入れてほしいと思います。子どもたちの自己肯定感を高めていく」、「子どもたちが毎日を楽しく過ごしているか」などもKPIとして使えます。箱を作れば達成できるという課題だけでなく、実際の子どもたちの育ちをよくしていこうというアプローチでの目標たてもしてほしいと思います。それが、子どもたちの育つ環境の質に直結するのではないでしょうか。	考え方を伝えられ、自分で考え工夫できる子どもに育ち、社会とつながりをもって、自立した生活ができるように育ってほしいと考えています。	無	
4-3	P67- 104	第6章施策の展開	17歳までが子どもです。しかし、計画の中に中高生に向けた取り組みは性教育とキャリア学習くらいしかありません。もっと本人たちの声を聴き、青年期の居場所や活躍の場所を広げていくべきだと思います。	本計画を推進していく中で、青年期の居場所や活躍の場所について研究してまいります。なお、中学生に向けた取り組みは、本計画以外に「流山市教育振興基本計画」で位置付けしています。	無	
4-4	全体	全体	世田谷区の目標では、「指導監督の強化や第三者評価の拡充等により、すべての保育施設において「子どもの命」が守られた環境が整えられていることを前提としたうえで、巡回指導相談等の充実や保育の質ガイドラインの活用により「子どもの育ち」が守られた質の高い保育・幼児教育が提供されている。」と記載されている。流山市においても、この位明確に質を意識した目標を入れておいてもらいたい。特に第3者機関による評価を様々な場で取り入れ、客観的に評価してもらうことで、継続的な改善につなげていただきたいと思います。		無	
4-5	全体	全体		インクルーシブ教育は現在も推進しているところですが、引き続きインクルーシブ教育システムの構築に向けて、児童生徒、保護者、学校の一層の連携と支援を行います。いじめ防止に向けて取り組むことの重要性について認識しており、次期流山市教育振興基本計画においても施策7「豊かな人間関係づくりの推進」を位置づけ、いじめ防止に取り組みます。	有	P84「50こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発」に下線を追加します。 「人権週間等で意識を高めるだけでなく、子どもの権利や人権意識定着のため今後も周知・啓発に努めます。 <u>また、流山市いじめ防止対策推進条例及び流山市いじめ防止基本方針を踏まえ、子どもたちがいじめ防止に対する考え方を身に付けられるように、スクールロイヤー等による「自他ともに人権を守る大切さ」をテーマに『いじめ防止授業』を実施します。</u> 」

	No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画 修正案
4-6		全体		保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの居場所を確保 し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必 要があると思います。	おたかの森地区及び南流山地区の児童センターを活用して、遊びによる子どもの育成や子どもの主体性を育むよう活	無	
5-1		P83-90	が健やかに成長できる教育環境づくり	育のような先端的教育を望む声が保護者からもあがっているものと思われます。 しかし公立小学校、公立中学校において、このような教育	地域ボランティアの力を学校教育に活用できる取り組みとして、地域学校協働活動があります。本活動では、各学校に読み聞かせ、部活動指導、ミシンや習字のサポート、英語検定の面接、賞状書き、職業人講話、歴史の講話や囲碁、将棋の指導などを行っています。今後も地域の皆様のお力を児童・生徒のために活用できるよう推進します。	無	
6-1		P21-30	をみんなで育む計画 の評価	本章は、第一次計画の評価の部分。Aの数などが明記されているが、具体的な事業名がないので、市民の側で意見しようがない。例えば基本目標1、①情報提供・相談体制の充実はAが13となっているが、どのような項目つまり事業内容についてAとしたのか本計画の内容では全くわからない。少なくとも事業名と評価をつなげる形での明記は必須。評価そのものは、市側の主観的なものでしかない。このような示し方だと、Aの数がいくらあっても、市民にとって意味がない。評価の仕方については、今後研究・改善が必要ではないか。		無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画 修正案
6-2	P61	て支援法に掲げる任 意記載事項	任意記載事項という言葉では、わからない。第6章を参照とあるが、ここでの記述は、母親のみで、重要な「父親への施策」「要支援児童対策協議会」などが、その言葉すら出てこない。一部の施策に偏り、詳細は第6章にするとしても、全体的なしくみの骨格がわかる記述にする必要があるのではないか。虐待はDVとの強い関連性が見られるが、本計画の中ではDVという言葉が一度も出てこないことに違和感がある。	の説明を追加します。 虐待とDVの関係性による計画への記載では、関連するP61 ①児童虐待防止対策の充実において文言を追加します。 また、父親への施策については、修正案1-17のとおり「保護者」として母親、父親に限らず施策を展開していくことや、	有	下線部のとおり追記します。  P61 任意記載事項とは、子ども・子育て支援法第60条に定められている子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針において、本計画に必ず記載しなければいけない事項以外に、市として進めるべき施策を示したものとなります。第6章の施策の展開と合わせ、任意記載事項の内容の実現化に取り組んでいきます。  P61 ①児童虐待防止等対策の充実児童虐待及びDVの早期発見、・・・
6-3	P72		4 各種相談など、何度か重なって出てくる施策については、別のもののように読めるので、その明記が必要ではないか。	「4各種相談」は各相談内容を記載しています。「6各種相談の連携」では各相談の連携体制について記載しています。	無	
6-4	P78	や母親の健康の確	乳幼児健康診査にマイナンバーが使われるとのこと。この文章では、どのように使われるのかがわからないので不安になる。記載するなら説明が必要ではないか。		有	P78「36 乳幼児健康診査」を下線部のとおり修正します。 また、 <u>令和2年夏頃より、</u> マイナンバーを活用した他市町村との情報連携を 行うことで、転居時に、乳幼児健康診査の受診の有無や健診結果・予防接 種の接種履歴が引き継がれるようになり、さらに必要な情報を提供できるよ うになります。
6-5	P82	急医療の充実	小児医療については、救急だけでなく、一般診療も課題がある。(行きつけの)開業医の休みが重なる水曜日。南流山地区であれば、愛友会記念病院があるが、午後は一般診療を行っていないので、水曜日午後、どこへ行けばいいのか。子どもの病気は日を選んでくれない。または何かすでに施策があるなら、きちんと知らせてほしい。	ページ「ちば医療ナビ」や流山市医師会ホームページ等で提供されており、市ホームページからもリンクしています。診療 日時や診療科目等を検索することができますので参考にし	無	
6-6	P84		我が家の小学5年生が、これまで子どもの権利条約について学んだような記憶がありません。私は、子ども権利条約について学ぶことは大切なことだと思っているので、これまでに行って来られたならば、どのようなことを行ってきたのか、明記していただきたい。	に努めています。また、子どもの権利の周知においても、スクールロイヤー等による「自他ともに人権を守る大切さ」をテーマにした『いじめ防止授業』などを開催することで、子どもの権利や人権意識の定着のために推進してまいります。「52 相談・カウンセリング」について教育委員会では、小中学生の保護者を対象に、お子さんの不登校や学校生活の悩み等について、スクールカウンセラーによる教育相談を行っ	有	4-5修正案のとおり。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画 修正案
6-7	全体	全体	本計画には、現在問題となっているいじめの問題、「いじめ対策推進条例」について全く記述されていないのは、おかしい。子どもたちの生活の中で、いじめは深刻な問題であり、かつ流山市が条例を制定しているにも関わらず、本計画の中に位置づけをしていない。このこと自体が、この問題を軽視しているのではないか、逃げているのではないかという懸念を引き起こすと思う。	ており、本計画の50「こどもの権利条約・児童憲章の周知・ 啓発」において「自他ともに人権を守る大切さ」をテーマにス クールロイヤー等における『いじめ防止授業』を実施します。 また、教育委員会内にいじめ防止相談対策室を設置し、いじ		4-5修正案のとおり。
6-8	P85	第6章3(2)次代の 親の育成	現状と課題の部分。子どもを産み育てることへの価値観が 共有されていないのだろうか?むしろ、子育ての喜びより困 難さが強く受け止められているなど、他の要因の方が大きい のではないか。  53 私は、子どもたちが、子どもの頃から乳幼児と接するこ とはとても良い経験だと思っている。しかし、そう行った経験 を「職業体験」として実施するのが適切なのか。保育士を増 やしたいのだろうか。違和感がある。むしろ、子どもの頃か ら、「命の学習」としての位置づけにすべきではないか。その 位置づけを間違うと、子どもの受け止めは違ったものになっ てしまうのではないか。	職場見学及び職場体験を行っています。職場体験では、保育園、幼稚園だけでなく商店、デイケア、病院など様々な体験をしています。体験を通して社会的な課題を考える学習は、児童生徒の成長に欠かせない学びと考えています。「命の学習」に関しては、職業体験だけでなく、道徳の授業でも学んでいます。	無	
6-9	P86	第6章3(3)教育環境の充実	57 道徳の教科化されます→道徳が教科化されます、ではないか。 57 文章も良くないと思うが、要は教員の研修を充実したら、子ども達によい心の教育が行えると言いたいのか。道徳という内心の問題が教科化されることについては、多くの問題点が指摘されている。保護者の一人としては、重要な問題だからこそ、これでは余計に不安になる。	てまいります。 「58 環境教育」について学校周辺の自然や、校内に設置されたビオトープを利用し、地域や学校の実態に応じた環境教育を進めることは重要と考えます。児童生徒が、現在の深刻		P86 「55 子育て支援員研修」に下線部分を追加します。 「地域で保育や子育ての支援活動に〜」 「57 心の教育」を下記のとおり修正します。 「「特別の教科 道徳」の時間を「要」として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が進められるよう「道徳教育推進研修会」等、学びの機会を広げていきます。」

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
6-10	P87	境の充実	62 漠然とした記述で、目的がわからない。子どもの学校での様子からは、文化の継承や戦争体験の継承が思い浮かぶが、もっと明確に記述する必要があるのではないか。 64 突然「おはなし しゅっぱつしんこう!」とあるが、これは何か?本セットのタイトルなのか、読み聞かせのことを言っているのか、全くわからない。ここに記載するのであれば、自分たちだけでなく、市民がわかるように記述してほしい。	の内容がより分かりやすくなるよう修正します。	有	「62 世代間交流」(高齢者生きがい推進課部分)を下線のとおり追加、修正します。 世代間交流を通じて、子どもが高齢者と触れ合うことにより、高齢者の生きがいの創出及び子どもの「高齢者を大切する気持ち」「人のことを思いやる気持ち」を育みます。 「64 絵本のふれあい体験の支援」を下線のとおり修正します。 「乳幼児や保護者、子育てにかかわる方が、絵本を通してふれあう場をつくることで、これからの子育てに役立つように支援します。「流山市子どもの読書活動推進計画」に基づくブックスタート事業(おはなし しゅっぱつしんこう!)として、乳幼児がいつでも、どこでも色々な絵本を楽しめるように、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置していきます。」
6-11	P88		小学校でも家庭教育講座を実施しているはずだが、乳幼児期のみ記載されているのはなぜか?中学校では行っていないのか。この記述だと事業の目的や全体像が見えてこない。	家庭教育講座を市内の各小中学校で実施しており、各学校 PTAから選出された家庭教育準備委員と生涯学習専門員が 講座を企画・運営しています。小中学校の家庭教育講座を 実施していないように誤解を与えかねないため、「乳幼児期 の家庭教育講座」の記述を削除します。	有	P88 「69 家庭教育講座」内の「乳幼児期の家庭教育講座」の記述を削除します。
6-12	P90	取り巻く有害環境対策の推進	76 相談業務は4、46などと重なっている。その場合は、そのことを明記すべき。 78 「有害な社会環境の整備を推進し」という記述は、まるで有害環境を推進するかのように聞こえる。「有害な社会環境を改善します(なくします)」など、記述を変更した方が良い。 79 「浄化」という言葉の使い方が疑問。 80 「意見を発表を通して」→「意見の発表を通して」	に掲載しているため、各ページにその旨を明記します。 「78 有害図書等の調査」、「77 街頭補導活動」、「79 青 少年ふれあい運動」、「80 青少年主張大会」の記述を修正	有	下線部のとおり追加、修正します。 P81「46 思春期相談体制の充実」 「青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。※52、76、118に同相談業務を掲載」 P84「52 相談・カウンセリング」 「青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。※46、76、118に同相談業務を掲載」 P90「76 青少年相談」 「青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。※46、52、118に同相談業務を掲載」 P90「78 有害図書等の調査」 「青少年健全育成及び非行防止のため、よりよい社会環境の整備を推進し、街頭、店舗等でのパトロールを実施します。」 P90「77 街頭補導活動」 「~同時に関係機関と連携しながら青少年にとってよりよい社会環境の整備を推進し、街頭等でのパトロールを実施します。」 P90「79 青少年ふれあい活動」 「~同時に関係機関と連携しながら青少年にとってよりよい社会環境の整備を推進します。 P90「80 青少年ふれあい運動」 「青少年が日頃考えている抱負や意見の発表を通して広く伝えることで~」 P101「118 虐待に関する相談の充実」 「青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。※46、52、76に同相談業務を掲載」

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画 修正案
6-13	P92	第6章4(1)安全なまちづくりの推進	86と87 この記述では、駅施設の整備や住環境の整備が「子ども」にとってどのような影響があるのか、どう関連するのか全くわからない。それがわかるように書き直してほしい。関係がないなら、削除すべき。	すい環境のさらなる整備を求める声が上がっています。子育	無	
6-14		働き方のできる環境	「年齢層」の問題なのか。ライフステージの問題ではないのか。雇用と年齢を関係づけることには、慎重になった方が良いのではないか。			P96 「103 就職・再就職のための職業研修」を下記のとおり修正します。 「就職、再就職を希望する女性を対象として、年齢層に即した講座を開催します。」→「働きたいと考える女性を対象とした、就職・再就職のための講座を開催します。」
6-15	P97	子育ての両立の推	現状と課題 最初の一文があるために、女性が働くから家事・育児の男性の関心が高まるというように読める。女性が働こうが働くまいが、家事・育児を担うことは男性女性に関わらず、必要不可欠なものと思う。専業主婦や育休中の家庭では、男性は家事育児をしなくて良いのか。そんなことはないはず。それは男女参画社会の基本ではないだろうか。誤解を招くのではないだろうか。性的役割分担の意識をなくす必要があることなど、男女共同参画担当部局と相談した記述にしてほしい。		有	P97「現状と課題」を下記のとおり修正します。 「女性の社会参加が進むにつれ、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきていますが、共働きの家庭でも、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。」→「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が施行され、家庭生活においても男女の区別なく、家事や育児を共同して行う気運が高まりつつありますが、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。」
6-16		第6章5(3)保育 サービスの充実と多 様化	「社会状況をや」→「社会状況や」	「111 休日保育」の記述を修正します。	有	P98「111 休日保育」 「社会状況をや」→「社会状況や」に修正します。
6-17	P100	待防止対策の充実	なっている。どのように分担するのか、同じことをそれぞれの課が別々に行うのか、または協働するのか、どのように協働	す。 「117 虐待防止と早期発見」、「119 児童虐待防止のための連携強化」について、児童虐待は早期発見、早期対応や未然防止など幅広い対応が必要です。各施設において対応が求められることから内容が重複することが多くなります。	有	P100「現状と課題」に下記を追加します。 「児童虐待に対してさまざまな対策が講じられていますが、本市及び児童相談所で~」 文末に「市の関係機関との連携体制では、常に危機意識を共有しながら、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別支援会議を開催し、支援方針及び関係機関の役割を決定しています。また、関係機関へ出向き、市として必要な情報を説明しながら顔の見える関係を築いてきており、今後も引き続き関係機関との連携・協力関係を強化していきます。」を追加します。 P101「119 児童虐待防止のための連携強化」健康増進課の記述を「虐待予防の面から、保健師等の訪問、相談や健診などの各種母子保健事業等を通じて各関係機関との連携に努めます。」に修正します。
6-18	P103	ある子どものいる家	125 就学先の提供については、関連政令との整合性もかんがみて、「子ども本人や保護者の意向を尊重し」という言葉を入れることが「必須」と思う。		無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
6-19	P104	第6章6(4)子ども の貧困対策の推進 (新規)	130 この内容であるならば、123とだぶっており、新規事業ではない。何が「新規」なのか、説明が必要	「123 ひとり親家庭等生活向上事業」は、所得が少ないひとり親家庭の子どもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図るものです。 「130 子どもの貧困対策事業」は、生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行うものです。	無	
6-20	全体		説明不足。改めて、細かくチェックする必要があると思う。 児童虐待の問題では、すでに指摘したが、父親または男性へのアプローチが必要。児童相談所との連携についても、市内に児童相談所がないからこそ、もっと説明が必要ではないか。要支援児童対策協議会も、虐待だけの問題ではないはず。総合的に、子どもが抱える問題をどう発見し、対応し、または見守り、そこに様々な支援者・支援をコーディネートしながらも、責任をどこがとっていくのか、きちんと確認する必要があるのではないか。 障害児童については、早期発見・早期対応といった市の姿勢が強くみられる。しかし、子どもの発達は個々人の差が大きく、「見守る」ことが非常に大切でもある。焦る親を孤立させ	ます。 児童虐待の防止については、児童相談所をはじめ、市・学校・警察・医療機関等など地域の関係機関が適切な役割分担のもとで、必要な情報を共有しながら、一体となって子ども又は保護者への支援を行ってまいります。 障害児童への対応については、ひとりひとりのニーズを的確に捉え、支援してまいります。 不登校児童生徒の対策として、市内小中学校の教職員を対象とした、不登校対策研究会を年4回実施しています。また、教育支援センター(フレンドステーション)を運営し、不登校の児童生徒を対象に、一定期間のカウンセリング、集団生活への適応指導、教科指導、体験活動等を実施することによって、学校生活への復帰や自立に向けての支援を行っています。いじめ防止に向けて取り組むことの重要性について認識しており、「50こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発」において「自他ともに人権を守る大切さ」をテーマにスクールロイヤー等における『いじめ防止授業』を実施します。また、教育振興基本計画においても施策7「豊かな人間関係づくりの推	有	P84「50 こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発」は4-5修正案のとおり。 P86「60 情報化社会への対応」 下記のとおりICTについての説明を追加します。 ※ICT:「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略であり、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用したサービスの総称。
7–1			「幼稚園の預かり保育実施を推進する。ファミリー・サポート・センターの実施施設数を増設する。ショートステイ、トワイライトステイについては、現在の提供体制を継続する。」とあるが、乳児の一時預かりを必要とする場合、幼稚園ではなく、乳児の扱いに慣れている保育園での一時預かりの方が安心できます。そのため、保育園での一時保育を推進していただきたいです。現在は、保育園に入れなかった方の利用で埋まっていたり、また、実施している施設が限られており、預けに行くことが困難な場合があると思われます。	新規保育所整備に合わせて、一時保育の設置を進めます。	無	

13 ページ パブコメ結果 .xls

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
7–2	P63	する障害福祉サービスの見込み量と確保方策	「(1)児童発達支援」は、知的障害・精神障害などの児童が対象の内容に見受けられます。 私には重度難聴の娘がいますが、(2)(3)にも当てはまるようには読み取れません。難聴は、先天性障害の中でも人数が多い障害であり、昨今の流山市の子どもの増加から、今後も難聴児は増加すると思われます。 新生児訪問の時など、保健師の方が話を聞いてはくださいましたが、正直全く市には、参考になる情報がありませんでした。もちろん療育に関する情報はありません。 以下、次の項目に意見引き継ぎます。		無	
7-3	P103	ある子どものいる家庭への支援の充実	め、障害児通所支援事業により、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスなどの事業を実施します。集団・個別療育、機能訓練を実施していきます。」とありますが、多種多様な障害があります。現在の「集団・個別療育、機能訓練」は知的障害や発達障害に特化している印象があります。 現状では市での療育は全く望めません。言語聴覚士による発話・口話指導、手話の教育者による手話指導等が充実することを望みます。現在は、県外の聾学校の相談に通っています。現状の市政では、将来的には、市外あるいは県外への引越しをせざるを得ない状況です。 (都内の聾学校の幼稚部への通園は都民に限られるため。なお、小学部以降は都外からでも可能)	さまに対しては療育支援をおこなっています。また、幼児ことばの相談室では、言葉の遅れ、発音不明瞭といった主訴に対し、個別支援を開始した後難聴が判明した場合は、医療管理のもと補聴器を装用し引き続き支援を実施するといった状況があります。聴力検査、補聴器管理、防音設備も含めより専門性を必要とするお子様に対しては児童発達支援センター(旧難聴幼児通園施設)や聾学校の相談部門をご案内させていただいております。 医療において、手術が有効とされている状況などもあり、個別性の高いものと認識しています。 医療において、手術が有効とされている状況などもあり、個別性の高いものと認識しています。 障害児通所支援事業については、知的障害・発達障害を得意としている事業所もございますが、特化している訳ではなく、他の障害も対象となります。したがって、障害の種別にかかわらず、障害をお持ちのお子さまひとりひとりの状況・ニーズを的確に捉え、適正に支援し	<b>無</b>	
7-4	P103(3)	ある子どものいる家庭への支援の充実	ありがたいサービスですが、現在のサービス内容は、「介護人に委託した費用を助成」とはなっていますが、保育園の一時預かりや、一般の有料サービスを利用したものは対象外であり、知人(親戚ではない)に謝礼を渡しての利用のみが対象とのことでした。これはすごく使いづらい制度です。・障害のある子を預けられるような知人がいない場合は、全額自己負担で一般サービスを使う必要があること(そして多くの人はこれにあたるのではないでしょうか)・下手をすれば、預けていないけど預けたことにして、不正受給できてしまう制度であることになります。 通常、知人に謝礼金を渡して預けるようなことは無いです。知人であれば、無料であったり、精々お礼の品などを渡す程度であり、お金が必要なのは、保育園の一時保育やヘルパーのようなサービス、ファミリーサポート、ベビーシッターなどです。 改善を求めます。	の助成」のみではなく、短期入所、日中一時支援事業等、複数の障害サービスを含んでいます。 お子さまを一時的に預けることは、「在宅障害者一時介護料の助成」のみでなく、「日中一時支援事業」等、全額自己負担ではなく、公費負担のあるサービスもございます。 したがって、市は障害をお持ちのお子さまひとりひとりの状況・ニーズを的確に捉え、これらの事業を適正に行い、障害のある子どものいる家庭を支援します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	計画修正案
7–5			他の箇所と重なりますが、特別支援学校の幼稚部への越境入学の許容の訴えかけを是非お願い致します。	特別支援学校の幼稚部への越境入学の許容の訴えかけは、県の担当部署と連携を図りながら進めてまいります。	無	
8-1	62.73	児童健全育成事業(学童クラブ)	現在の公設学童では、利用者が選択不可能な中、支援員のスキルがないため子どもや保護者に大きな負担がかかっている状況が見受けられます。問題が起きた時に解決する仕組みがなく、突然通所を断られるケースも発生しています。また、規模が大き過ぎて運営が回っていない事業所もありますし、支援が必要とまでは言えないものの特性のある子どもへの配慮は皆無です。従って、指定管理者に対し以下の①~⑤の点を改善するよう市からの指導をお願いしたく、提案いたします。 ①支援員のスキルを向上させて欲しい。②子どもがりたいことが選択可能なプログラムにして欲しい。③子どもの問題行動が発生した場合、事業者と親と専門家とが協力して解決する仕組みにして欲しい。④学校教室なども利用し適正人数での管理にして欲しい。⑤学童の中に、静養室とは別にクールダウンルームを確保して欲しい。  ②子といい。 以上を踏まえ、市へは以下の⑥~⑨を提案します。 ⑥学童の質の向上のために市として指標を設定して欲しい。 ②保護者が指定管理者とトラブルになった時に相談できる窓口を設定して欲しい。 ⑧一事業所の規模を適正化して欲しい。 ⑨一つの小学校区に対する指定管理者を増やして選択可能にする、または、既存の民間学童への助成もしくは利用者への助成をすることで、利用料を公設学童と同等にし、ひとり親などの所得が低い家庭にも民間学童を選択可能にして欲しい。	相談ください。ご提案いただいた点については、貴重なご意見として今後の学童クラブの運営の課題とさせていただきます。	無	
9-1	P63	する障害福祉サービ	障害児を育てる家庭に対する情報提供が少ない。 計画相談(まず、これができる事を教えて欲しい)や療養、訪問看護など、知りたい情報が入ってこない。	市広報・ホームページ、福祉の手引き・窓口等で周知してまいります。	無	